

衆議院 第四百十一回国会

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第四号

平成九年十二月四日(木曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 葉梨 信行君

理事 住 博司君

理事 細田 博之君

理事 遠藤 和良君

理事 山本 謙司君

理事 石橋 一弥君

理事 奥山 茂彦君

理事 園田 修光君

理事 田中 昭一君

理事 富田 茂之君

理事 西村 眞悟君

理事 佐藤謙一郎君

理事 秋葉 忠利君

出席政府委員

自治省行政局長

自治大臣官房審議官

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

十二月四日

海外在住者投票制度の実現に関する請願(遠藤和良君紹介)(第一四七五号)

同(倉田栄喜君紹介)(第一四七五号)

同(石井一君紹介)(第一六二〇号)

同(武山百合子君紹介)(第一七一七号)

同(堀込征雄君紹介)(第一七二二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、第四百四十回国会閣法第九二号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(石井一君外三名提出、第四百四十回国会衆法第一八号)

○葉梨委員長 これより会議を開きます。

第四百四十回国会、内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案及び第四百四十回国会、石井一君外三名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

本日は、両案審査のため、参考人として神戸市選挙管理委員会事務局長和泉善太郎君、海外在住者投票制度の実現をめざす会長金井紀年君、元ノールウェー大使妹尾正毅君、以上三名の方々に御出席いただいております。

この際、参考人各位の皆様一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会での審査に資するため、それぞれの立場から忌憚のない御意見を述べたいと思います。

次に、議事の順序について申し上げます。

御意見は、和泉参考人、金井参考人、妹尾参考

人の順序で、お一人十分程度お述べいただき、その後、委員の質疑にお答えをいただきたいと存じます。

念のために申し上げますが、発言する際には委員長の許可を得ることとなっております。また、参考人は委員に対して質疑することはできませんので、あらかじめ御了承願いたいと存じます。

それでは、まず、和泉参考人をお願いいたします。

○和泉参考人 おはようございます。神戸市の選挙管理委員会事務局長を務めていただいております。どうもありがとうございます。

本日は、この公職選挙法改正に関する調査特別委員会に出席させていただきます。このような国会の場で意見を申し上げる機会をお与えいただきましたことについて、まことに光栄であると同時に身の引き締まる思いでございます。

また、国際化が急速に進展し、外国に居住される邦人の方々が急増する中で、これらの方々について、選挙権行使の機会を保障するための法律案が政府及び新進、太陽の両党から提出され、国会において熱心な審議が開始されましたことに、選挙事務に携わる者として深く敬意を表する次第でございます。

以下、実際に選挙の管理執行に当たる市区町村の選挙管理委員会の代表といたしまして、具体的な事務処理に關しまして意見を申し上げます。

まず初めに、在外選挙人名簿への登録についてでございますが、いずれの法案におきましても、私ども市区町村の選挙管理委員会が在外選挙人名簿の調製及び保管の任に当たることとされ、また、登録の可否の判断の最終的な権限も、私ども市区町村の選挙管理委員会が有することとされており

ます。

したがって、私どもでは、申請を受け付けた領事官から申請書その他関係書類の送付を受けまして、その内容について、領事官の付された意見も参考にしながら書面審査をいたしますとともに、本籍地の市区町村長に對しまして、国籍の有無や年齢、犯罪人や禁治産者でないかどうかについての照会を行い、また、必要に応じ、国内に住所が残っていないかどうかについて住民課に照会をするなど、申請人が被登録資格を有するかどうかの調査を行うこととなります。

ここで、在外選挙人名簿の登録は、随時申請することができ、また、随時登録を行うということ

で、国内の選挙人名簿の登録とはその取り扱いが異なりまして、国内の選挙人名簿の登録のように一定期間に集中して処理を行うというわけにはま

りませんので、選挙管理委員会としては、ほぼ常時その事務処理に当たる必要があるわけでござ

います。

もちろん、国民の貴重な選挙権の行使にかかわる事柄でございますので、私ども選挙管理委員会といたしましては一生懸命努めていたただく所存でございますが、何分にも申請人が国外におられるという特殊性がございますので、申請を経由される領事官にも格段の御配慮を賜りたいと存じております。

例えば、外国語への対応ということがございま

す。

国外に住所を有することが在外選挙人名簿の被登録資格とされておりますので、申請人からこの居住要件を満たすことを証する書面が送られてま

いります。それは多くの場合、アパートの契約書でございますとか、現地の政府が発行される外国人登録証の写しではないかと予想されるわけでござ

います。当然のことながら現地語で書かれて

でございます。それらが英語で書かれておればまだしもでございますけれども、さまざまな言葉で書かれていた場合には、私どももいたしましてはその内容を審査することは非常に困難が伴いまして、ややもすれば審査に長期間を要し、それだけ登録がおくれるということにもなりかねません。

したがって、この点につきまして、審査の迅速化を図る見地から、できるだけ申請を経由される領事官の付される意見書のみで対応できるようにしていただきたいと存じております。具体的には、經由領事官におかれまして意見書をお書きいただく際に、現地語で書かれた書類の内容がわかりやすいように日本語訳の解説を付していただくことを希望いたします。

また、申請の内容に不備な点や疑義があるという場合には、当然申請人に確認しなければなりません。が、国外に居住しておられる申請人に日本国内の我々選挙管理委員会までお越しをいただくというわけにもまいりかねます。したがって、国際電話をかけて聴取を行ったり、追加の資料提出を求めるということになりますけれども、申請人の中には日本語を余り話せないという方々もあられるかと存じます。このような場合、やはり在外邦人に身近な在外公館において対応していただければと存じております。

また、投票につきましては、公館における投票と帰国時の投票と並びまして、一部の選挙人には郵便による投票が認められることとされております。この郵便投票の投票用紙等の請求先につきましては、法律には規定がございませんが、政府案では、直接登録地の選挙管理委員会に対して請求することになると聞いております。新進党・太陽党案における請求先の取り扱いにつきましては承知しておりますが、政府案によりまして、投票用紙の請求から投票済みの投票用紙の送付まで、海外の選挙人と市区町村の選挙管理委員会との間で、郵便によりまして一往復半のやりとりが必要となるとまいります。

そうなりまして、私どももいたしましては、郵送に要する日数等を勘案し、海外におられる選挙人の方々の投票権の行使に支障が生じることにならないよう、迅速な事務処理に最大限努めてまいりますが、例えば、選挙管理委員会において在外の選挙人の現住所が適時適切に把握できず、また外国語によるあて先記入が容易に行えまいように制度を工夫していただきたいと存じます。

なお、この投票用紙等の交付の際、あわせて選挙公報をお送りすることも考えられますが、選挙公報が県の選挙管理委員会から本市の選挙管理委員会のもとに届きますのは選挙期日の一週間前ごろでございます。これを投票用紙に同封をして、本市に登録された在外の選挙人に送付するのは不可能でございます。さらにまた、在外公館における投票期間は、原則として選挙期日前五日までの間とされておりますことから、これに間に合うよう選挙公報を在外公館に送付することも困難であろうと思っております。

次に、選挙人等から郵送されてまいります投票の受理、不受理の決定についてでございますけれども、投票日当日におきまして、私ども、郵便局の配達最終便が何時ごろになるかなど、非常に時間を気にしながらやっております。郵便投票の投票用紙のほか、他市町村における不在者投票ですとかあるいは船員の不在者投票についても郵送されてまいりますが、それぞれ事前に交付した枚数がわかっておりますので、あらかじめ郵便局と打ち合わせを行って、日曜日にも配達をしていただくなど対応をしております。

投票所の閉鎖時刻後到着した投票はもはや有効な投票として扱うことができませんので、投票所閉鎖後に多くの投票が届けますと、私ども、選挙の管理、執行に当たる選挙管理委員会といたしましても非常に困らぬものがございます。貴重な投票ができるだけ多く生かされますよう制度を仕組んでいただきたいと思います。まして、在外選挙の郵便投票は遠い国外から送られてまいりますので、速やかに送致されてまいりますよう、関係機関には格段の御配慮をお願いいたしますと存じます。

また、選挙時におきましては、本市の場合、約二千名を超える職員が選挙事務に従事しております。で、ぎりぎりの体制を組んで当たっておりますので、正確な事務処理、選挙の公正な執行に支障が生じることのないよう、在外選挙制度のシステムは、選挙管理委員会においてできるだけ簡便な処理が可能となりますよう工夫していただければと思っております。

どうぞ、本委員会の委員各位におかれましては、私どもの意のあるところをお読み取りいただきまして、海外在住邦人の選挙権行使の機会保障の早期実現のためさらに御尽力をいただき、また私ども選挙管理委員会に対しまして、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私の意見の陳述を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。(拍手)

○葉梨委員長 ありがとうございます。
次に、金井参考人をお願いいたします。
○金井参考人 金井でございます。ただいま、海外投票制度の実現をめざす会という会の会長としております。

本日は、参考人として意見陳述できます機会を与えられまして、まことにありがとうございます。海外に在住する国民の一人といたしまして、本日審議されます二法案について三点ほど意見を述べさせていただきます。

まず第一は、日本国民が投票権を行使して国会議員を選定することは、憲法十五条に保障された国民固有の権利でございます。それにもかかわらず、海外に生活する五十万人以上の成人が、今日

まで投票することができませんでした。この現実の不当性を改めてこの場で訴えたいと存じます。我々は、国政選挙が行われるたびに悔しい、またむなししい思いをいたしました。また、ロサンゼルスに住む日本以外の外国人が自国の選挙に参加するのを見るにつけ、実に歯がゆい思いをしてまいりました。在外投票制度が先進国にあるのは当然のことでございます。発展途上国でさえ、普通選挙を実施している国は大抵の国は海外で選挙をしております。この不当な現実の中で、何とか海外にいる日本国民が投票できることを願ひまして私たちは運動を進めてまいりました。

一九九三年、今から四年前、ロサンゼルスに住む日本人が集まり、海外在住者投票制度の実現をめざす会が発足しまして、その後、ロサンゼルスだけでなく世界各地の都市にこのような会が誕生してまいりました。翌年、一九九四年、世界の各地にこのような会を結ぶ海外有権者ネットワークというのが結成されまして、現在では十カ国十三都市を数えております。この三年間、署名運動、請願活動、日弁連への申し入れ、国会議員アンケートなどの活動をしてまいりました。一九九六年には、司法の判断を仰ぐために国家賠償訴訟も起こしてある次第でございます。

海外在住の日本人の数は年々ふえております。今後ますます国際化が進むことは間違いなく信じております。海外の有権者が投票できるようにする公職選挙法の改正を極力早期に行ってもらいたいと思っております。今回の二法案が廃案になるようなことは決してあってはならないと考えております。

第二番目に、内閣提出法案では、附則において、当分の間、在外投票は衆参の比例代表選出議員の選挙に限って行うとあります。自治大臣は、その理由として、国外に居住する選挙人へ候補者個人に関する情報を伝達することは極めて困難であることを勘案してと説明なさっております。そこで、海外における情報の取得について申し上げます。

この法律ができました。一九五〇年と今とは大變
海外の事情が違つております。国外に仕事や生活
の本拠を持つ者であつても、自分自身も帰国する
ことはありますし、人の行き来も頻繁であつてと思
います。また、日常的に、電話、ファクス、手
紙など、国内と連絡している人がほとんどと思
います。加えて、毎日、国際版の新聞を読み、NHK
の衛星放送を見ることが出来ます。そのほか、ロ
ーカルのテレビジョン、短波ラジオ、レンタル
ビデオ、雑誌、書籍も容易に手に入りますし、最
近ではインターネットや電子メールもございま
す。海外に居住する大部分の国民の生活は、情報
に關して、国内にいるのとそれほど変わらないと
思います。ですから、情報の伝達が極めて困難と
いうのは、在外投票を当分の間比例選挙のみに限
定する理由にならないと思います。

衆議院選挙でいえば、比例選挙のみの投票権で
は、五百名の議員のうち二百名の議員の選挙にし
か關与できないわけです。これでは四割のみの権
利でありまして、法のものとの平等に、憲法に抵触
すると思います。

この委員会での審議においてぜひとも修正して
いただき、選挙区での選挙も在外投票の対象に加
えていただきたいと考えております。

第三番目。海外で投票する仕組みは、できるだ
けわかりやすいものである必要があります。

この点で、内閣提出法案、野党法案の両案とも
に、在外選挙人名簿の被登録資格を次のように規
定しております。「将来国内に住所を定める意思
を有する者と認められる者に限る。」という点で、
この点は大変わかりにくいと思います。両案とも、
将来日本に住所を定める意思を有する者であるか
どうかの判定に關し「必要な事項は、政令で定め
る。」となつておりますが、その判定の基準はど
のようなものか、大変危惧しております。

例えば、永住権、米國で言えばグリーンカード
を取得した者を、一律に、将来国内に住所を定め
る意思を有さない者とみなすようなことは、万が
一にもあつてはならないと思います。

念のために説明いたしますと、私は、ここにバ
スポートを持っております。それから、ここに永
住権、通称グリーンカードというのを持っております。
これは年じゅう持つてゐるんです。それで、
このグリーンカードを持つておきますと、バス
ポートにビザは要らないんです。これで何回でも
往復できる。それから、アメリカに永住すること
ができる、それから、アメリカで働いて賃金をも
らうことができるということなんです。したがつ
て、もしこれがなくても、日本人であることには
変わりないんです。あるいはこれは、こちらの、
バスポートがない場合は、私は、アメリカに居住
する、あるいは往復することは、グリーンカード
だけではできないんです。これは、ビザの一種で
ありまして、決して、永住とか、それから、日本
を捨てて将来絶対帰らないという証明にはならな
いのであります。この点を一つ認識していただき
たいと思います。

日本の国籍を持つ限り、永住権のあるなしにか
かわらず投票できることは当然であると思いま
す。国籍の選択は非常に重い問題です。自分一人
のことではなく、子供の国籍にもかかわつてしま
す。一人一人が深く考えて日本の国籍を持ち続け
てゐるのですから、その選挙の時点で日本国民で
ある以上、投票できなければおかしいのではない
でしょうか。

そもそも、二法案ともに、なぜ将来国内に住所
を定める意思にこだわるのか、判断できません。
結婚した家族の事情で日本に帰国できないが日本
の国籍を持ち続けている人もおります。また、帰
国するかどうかかわからない人もおります。それら
も日本国民であることに何ら変わりはありません。
国民である以上、日本の政治に影響され、日
本の法律上の権利義務が発生する余地があるの
ですから、国政に参加する権利を持つことは当然で
あると思います。

そして、在外投票名簿の登録の際に、将来国内
に居住を定める意思の有無を調べるため、私は將
来必ず帰国しますという一札を入れるようなこと

を条件にすることは、あつてはならないと思いま
す。日本国民は、憲法によつて、居住の自由、外
国移住の自由を認められております。帰国するか
どうかなど、尊厳が守られるべき個々の人間の選
択に口を挟んだり、それによつて投票できなくす
ることは許されるべきではないと思います。

最後に、私自身、昭和三十三年に渡米いたしま
した。三十三年になります。それ以来、日本と米
國を行き来する生活をしております。中國の詩の
とおり、「人間到處は青山あり」であります。
どこに骨を埋めるかわかりません。

不思議なもので、日本にいたるときよりも、海外
での生活が長くなるほど、日本の文化について、
日本を愛する気持ち、日本の文化を大切にする気
持が深くなるものであります。

先生方も御承知のとおり、日本は、食糧も資源
もエネルギーも外国に頼る通商國家であると思
います。海外から物資を運ぶ者、日本の製品を海外
で売る者なしには國家が成り立たないのでありま
す。また、新しい知識を求め留学する者、政府の
仕事で赴任する者、國際機關で働く者、ボランテ
ィア活動にいそむ者、海外で多くの日本人が生活
しております。

これらの者が海外で生活する中で、日本人であ
ることを国内にいたるときよりもずっと強く意識す
るのであります。日本と外國の制度の違いも見え
てきます。また、外國から見ると日本がどのよう
に見えるのかもわかつてまいります。

こうして海外に生活する國民が考えることは、
日本の進路にとつて非常に貴重な示唆に富んでお
ると思うのであります。それが選挙を通じて國政
に反映されなければ、グローバル化が進む中で、
この國が進路を誤らずに二十一世紀を迎えること
は難しいと思うのであります。

海外での投票制度の一刻も早い実施を要望いた
しまして、参考人としての陳述を終わらせていた
だきます。ありがとうございます。(拍手)

○葉梨委員長 ありがとうございます。
次に、妹尾参考人をお願いいたします。

○妹尾参考人 妹尾でございます。

私は、比較的最近まで四十年近くの間を外務省
に籍を置きまして、その約半分を海外で過ごした
わけでございます。任地は、イギリスに始まりま
して、インドネシア、アメリカ、スイス、これは
ジュネーブの國際機關代表部でございますが、で
の勤務の後、サンフランシスコの總領事、それか
らベルギーの大使、ノルウェーの大使の職にありま
した。在外公館や任地の状況というものは年とと
もに変わる点がございますが、大體の感じという
ものはそれなりに持つてゐると思つております。

私自身は、実は、在外選挙のことについて直接
深くかかわつたことはございませんし、現在當院
で御審議中の公職選挙法の改正案についての知識
も限られたものでございますが、私の申し上げる
ことが審議に何らかの形で役に立てば幸いと思
ひまして、気づきの点を若干申し上げたいと思
います。

まず、在外選挙というところでございますが、言
うまでもなく、この数十年間に日本も変わつて、
日本と外國との關係も大きく変わつたわけござ
います。海外に在住する邦人の數も、例えばこの
十年間だけをとりましても、約五十万人から七十
六万人と確實にふえてきておりまして、在留邦人
の方々に我が國の發展の先兵として國際社會で
ますます大きな役割を果たしていただいているわ
けであります。私は、そのような邦人の方々に我
が國の國政にかかわる機会を切り開くこの在外選
挙制度というものは、大変意義の深いものだと思
つております。

ちなみに、私が勤務いたしました國は、いづれ
も、それぞれ形態は異なりますけれども、在外選
挙制度というのを持つておりまして、海外に在
住する國民が自分の國の政治にかかわる機会とい
うものを与えられてゐるわけでありまして、今や先
進國で在外選挙制度を持たないのは、日本だけで
ございます。途上國も次第にこれを導入しつつあ
ります。日本におきましても、適切な審議を経ま
して、この制度が可及的速やかに実現するという

ことを心から願っているものでございます。

次に、同時に申し上げたいのは、在外選挙制度というものは、ただ導入すればそれでいいというものではなく、当然のことながら、導入するからには成功させなければならないということだと思えます。こういう当然のことをあえて申し上げたいのは、現在考慮されています案においては、在外公館というものが一つの新たな、かつ主要な役割を担うということが予定されているからでございます。この点に関連して三つの点を申し上げます。

その第一は、この制度の導入というものは、大使館や領事館に全く新しい大量の仕事を持ち込むことになるということです。

在外公館では、領事事務だけにとりましても、随分たくさんいろいろな仕事をしておりまして、一日じゅう多忙をきわめているところが多いわけでありまして。

例えば、私がおりましたサンフランシスコの総領事館では、現在の数字になりますが、年間約一万七千五百件、そして、アメリカで一番大きいニューヨークの場合は、年間約二万五千件の領事事務を扱っているわけでありまして、これは案件の性格にもよりますが、人間相手の仕事というものは一件一件に時間をとられるものでございまして、何か緊急の重大事件が起こればそれにかかり切りになるということでありまして、こういうことで多忙をきわめつつ、かつ年を経るごとに仕事の量がふえてきているということでありまして、こういう状況に在外選挙の実施に関する業務が新しく加わってくるということになるわけでございます。当然仕事の量がふえる、どの程度ふえるか、在外公館が深くかわればかわるほど、そして、正確に、迅速にそれに対応しようとするほど多くの時間を割かれることになるわけでありまして、若干の試算などでは、ところによっては業務量が倍増するであろうというような試算もございまして、現状に余裕があるの

なら別でございますが、そうではなく、しかも増加する業務量に人員の配置がいていけないというものが実情でございます。これが、陛下とか閣僚の方々が来られるというような場合ですと、一時的に近くの公館から館員、要員の派遣を依頼するわけでございますが、在外選挙の場合はほとんどすべての公館で同時一斉にこの仕事に取り組むことになるわけですから、ほかの公館からの応援出張ということも期待できない。そして、しかもその間、ほかの邦人保護その他の領事業務を中断することもできないということでありまして、追加業務に対する追加的な人的な手配というものが絶対必要だと思えます。

今回、この在外選挙の問題について本院に提出されておりますその資料を拝見いたしますと、所要経費に関する措置については言及がございまして、人的手当てについては全く触れられておりません。これは、明示的に規定、言及しなくてもその点はよくわかつていて、そういう御趣旨なら大変失礼なことを申し上げることになるわけでございますが、もしそういうことは必要ないということとでございましたら、ぜひこの認識を改めていただく必要があるのではないかと思います。

それから、第二に、投票場所としての在外公館ということとでございまして、これは、現在の在外公館というものは、総じて在外選挙の実施の場所となることを想定して建設したり購入したものであるわけでありまして、これを在外選挙に使うということにつきましては、個々にその適否あるいは対策というものを慎重に検討する必要があると思えます。

一つは安全に関する問題でございます。その場所にもよりますが、在外選挙の投票のためにたくさんの方が来る、そして不特定多数の人が出入りするということになりますと、これがテロとか侵入のターゲットにならないかということで、当然、警備安全対策上どうかということを考える必要がございまして、それから、国や地域によりましては、政情が不安であって治安が悪い、それで、多くの方がそういう在外公館に集まってくるということ自体が問題であるということもあるわけでございます。内戦とか地域紛争が生じている国、あるいはテロ事件が起きている国などでは、日常生活上の外出自体が最小限度に抑えられているところもあるわけでございます。

こういうことも考えなければいけないと思えますし、それから、投票場所それ自体として、管内にたくさんの方が在留邦人がおられる、そういうところで一定期間内に投票を実施することは非常に難しい館がかなりあり得るのではないかと気がいたします。通常の仕事をやりながら選挙もやるということとでございまして、まず十分なスペースを確保できるとは限らないわけでありまして、ところによつては、そのほか駐車場とかエレベーターとか、あるいはその建物が週末になると閉鎖されるとか、いろいろございまして、それから、事務所は町中にあります。それから公邸を使つたらどうかということで、公邸というのと、これはまた静かな住宅地にあるということと、周りに混雑や混乱を与えないように、また近くの人々の反発とか抗議ということを招くことがないように投票を実施しなければいけない、それがうまくできるかどうかということを検討する必要があるわけでございます。

それから、三点目といたしまして、在留邦人への便宜ということでございまして、遠隔地に住む邦人の方は、大使館、総領事館で投票を行うということになりますと、飛行機その他の手段で投票に行かなくてはならない。経済的にも時間的にも大変な負担になるわけでございます。

この点につきましては、また御質問がございまして、北米の場合はそういうことが随分起こるのではないかと感じました。カリフォルニア州だけを見ても日本全国と同じ大きさでございまして、そこに総領事館は二つしかございせん。し

かも、サンフランシスコで同時に持つておりますユタ州とかコロラド州あるいはネバダ州の一部というものは、これは全く公館がないわけでございます。ですから、こういう場合につきましては、在外公館投票というものを置くということとは、事実上投票するということになるのではないかと思えます。非常に説明も難しいと思えます。適切な現実的な対応策というものを考える必要があろうかと思えます。

以上、いろいろ気づきの点につきまして意見を述べさせていただきますが、要は、各地の実情に即した現実的な判断をもつて対処する必要がある、そのような対応を可能にするような仕組みをあらかじめ考えておくべきであるということに尽きるところでございます。

申し上げましたことは、やってみなければわからないという点もあるかと思えますが、程度の差こそあれ、各館とも私が申し上げましたような点に配慮する必要がある、あるいはそういうことが起こってくるということはまず間違いないと思われ、この点を十分念頭に置いていただきまして、この大変重要で画期的な在外選挙というものが円滑、適切に行われるように配慮し、準備を進めていただきたいと思います。

申し上げますことが、今後の法案の審議とかあるいは具体的な手続方法などについての政省令の検討に当たつて参考になれば、幸甚に存じます。どうもありがとうございます。(拍手)

○葉梨委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○葉梨委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。奥山茂彦君。

自由民主党を代表して、参考人に質問をさせていただきますが、我々も早くから、在

外在住の方々の投票権が日本はない、先ほどの話の中にもありました、ほとんどの国が実施されておいて、いまだ日本が実施できない、こういうことには大きな懸念を抱いておいたわけであります。

しかし、実際にやるということになると、我々もいろいろ考えてみると、なかなか技術的に非常に難しい問題がたくさん出てくるわけでありますが、選挙というものを考えると、これは大原則として、やはり平等でなければならぬ、国内に住んでおると、それから海外に住んでおると、投票する機会が平等に与えられなければならない、これが大原則であって、そのための環境をつくっていくということが大前提になってくるわけであります。

私自身も海外在住のいろんな方とおつき合いをさせてもらったり、そういうこともあるんですが、この間もある海外青年協力隊に行かれた方にこの問題についていろいろ聞いておいて、日本の政治に対する関心をどういう形で持ち続けるか、初めは非常に日本のニュースが気になって、特に選挙なんかも関心を持っておったが、二、三年になってくると、その国のいろんなことに追われて、しかもまたなかなかニュースが思うように入らない、そういうこともあってだんだん日本の政治から関心が薄れてきた、こういうことを言っておられたわけであります。

そういう中で、在外邦人の方々が海外へいろんな目的でもって行っておられるわけなんですが、その方々の日本の選挙に対する関心度ですが、これはどの程度持っておられるのかどうか、金井参事と妹尾参事にお尋ねをしたんです。

○金井参事 海外在住の日本人は、先ほど申しました戦前のいわゆる海外の在留日本人と現在の海外在留日本人とは、大変その意識が違うと思うんですが、今は移民という前提で海外へ行ったんですが、今はほとんどの方は自由意思で、そして仕事の上で滞在する、こういう方が多いわけですね。ですから、日本の国政、政治、経済、そういった

ものに対する関心は非常に強いです。

今申されました、海外に出てそして協力事業団というような方で、例えば極めて日本からの通信の届かないところの人はだんだんとそれが薄れていくかもしれないが、それは非常にまれな、特別なケースでありまして、普通の場合はほとんど都市に住んでおります。ですから、毎日メディアのニュースにさらされておるし、また仕事の上でも、毎日、例えば為替レートはどうなったとか株が落ちたとか上がったとか、これは自分の直接の商売に関係することですから非常に大きいですね。それから、特に子供を持つておる方は、子供の教育というものについて非常に関心があります、子供の将来。そういうことで、私は、だんだん日本の政治に関心が薄れていくということは今の時代では考えられないことだ、ますます強くなっていくというふうにご考えております。ですから、その点は私は御心配の点はないというふうにご考えております。

○妹尾参事 ただいま金井参事のおっしゃいましたことは、私、全部そのとおりだと思っております。特に、日本のことが外国ですぐわかるようになっていくこと、それから外国に長くいればいるほど自分が日本人であるということに非常に強く感じるということのはあるわけでごいまして、国内の選挙というものは大変関心の的になっております。在外選挙が可能になれば、みんな大変喜ぶことは間違いないと思っております。

それからもう一つ申し上げますと、私は、ペルーに三年九月という一番長い大使としての在勤期間の記録を持つておられるわけですが、ペルーの場合は、これは日系人の方でございますが、そういう方に至るまで非常に日本との結びつきというものを強く感じておられます。日本の選挙に大変関心を持っておられます。そしてそういうことを、いろいろな決議のときなんかにも出てまいりますので、あわせて申し添えたいと思っております。以上でございます。

○奥山委員 これを実際にやるとなると、先ほどの話にも出ておりましたが、衆議院の比例並びに参議院の比例、こういうことだけに限定しなければならぬ、こういうことになっておるわけなんです、我々もこれは少し、果たしてこんな形でいいのかと逆に疑問に思っているんですが、例えば、欧米とか主な国々でやられておる在外在住者の選挙は、どの範囲の方々までこの選挙の方法が適用されておるか、少し参考になるようなことがあったら教えてもらいたいと思うんです、金井さん。

○和泉参事 奥山先生の御質問にお答えさせていただきます。先ほど御意見を述べさせていただきましたように、選挙公報なんですけれども、その現状でございますがちょうど具体的な例を申し上げますから、昨年でしたか、平成八年十月衆議院選挙がございました。このときの選挙公報、これは県の方から我々神戸市が受けるのですけれども、現実に受けましたのが、先ほど申しましたように、投票日の大体七日前前後というふうには、どうしてもおくれに入ってくるのです。ですから、これを投票用紙等に同封させていただいて現地の御住所にお送りするのはちょっと不可能ではないかと考えております。以上でございます。

○奥山委員 そこで、我々もこの在外在住者の選挙制度をやるに当たって、どうしてもこれは、まづ公平な選挙制度にしていかなければならぬ。ここが一番の問題であるわけなんです、そこで一つは、先ほど妹尾参事がおっしゃったんですが、海外の領事館、大使館等なかなか手が回らないということが言われておるわけなんです、公館に投票所を設けるということが大変であれば、例えば郵便投票ということであれば、そこで具体的な事務を余りする必要がないわけなんです、それはできるんですか。

○奥山委員 そうなると、先ほどの金井参事の方、インターネットあるいは日本語放送とかいろいろな形で、別にこれだけに限らないのですけれども、そういうニュースはある程度は入ったとしても、我々は、やはり基本的には、その候補者の主張等をとらえながら投票するわけでありまして、その辺は、どういう形であらうとまずそれが選挙人に届くということが大前提でないか、そういうなければ、一つは公平性が保てない、こういうことがあろうかと思っております。

○妹尾参事 物理的にできるかどうかというところでしたら、もちろんそうだと思います。現にアメリカの場合は郵便投票をやっている理由の一つは、在外公館選挙をやるとその在外公館の仕事の量が過重になり過ぎるということ、それから安全対策上問題が起り得るということ、遠隔地の人が困るということ、経費が余分にかかる、こういうことがアメリカでは郵便投票を採用するに至った理由だと言われているわけです。

○奥山委員 それと、先ほど話もあつたんですが、投票用紙を請求して、これは手に入るわけなんです、そこで一番問題は選挙公報ですね。これがもらえないということになってくると、当然それはテレビ、新聞等で候補者の名前がわかったとしても、あるいは政党の名前がわかったとしても、具体的にその候補者がどういう政見を持つて、公約を持つて臨んでおるかということは、これはわからないままに投票しなければならぬ。そういうことになってくると、これは投票の権利として非常に不公平になるわけでありまして、特に公報ですね、こういうものを手に入れるということは技術的にはどうしても無理なんです、和泉参事。

せることが、これは大使館の仕事であるかどうか
 わかりませんが、できるのかどうかという
 ことが一番問題であろうと思うのです。

そうなつてくると、先ほどの話で、きちつとその選挙人名簿の作成が遺漏のないような形でできるかどうか、これは和泉参考人と妹尾参考人にお尋ねしたいのです。

○妹尾参考人 在外公館の方でできることという
ことで申し上げますと、三カ月以上外国に在留す
る日本人は、大使館なり領事館なりに在留届とい
うものを届けなければならぬということになつ
ているわけでございますが、これは建前ですし、
罰則もございませんので、外国に行かれる方がそ
れに協力するというか、それをやっていただけな
ければ実現しないわけでして、實際は、所によつ
て相当よく把握されているところと、それから、
来られた在留那人がどこかに行つてしまつて、大
使館にも総領事館にも全然顔を出さぬというこ
とで、わからない人がかなりあるということもあ
らうかと思ひます。

これは、實際問題としては、大使館、総領事館としても一生懸命に留邦人の実態把握をしなければならぬわけでございます。特に、危ないところなどですと、緊急対策等の關係で相当そういうこともきちつとしておりますが、平和で安全なところなどですと、大使館も総領事館も必要がないという方もあり得るわけでございまして、その辺をどうやっていつたらしいのかということは、御指摘のとおり、よく考える必要があろうかと思ひます。

○和泉参考人 我々といったしましては、經由領事官の方からお送りいただく書類に正確に住所等をお書きいただいておりますら、それに基づいて処理をさせていただきますので、対応可能だと思います。

ただ、先ほども言いましたように、どうしたって投票用紙のやりとりとかいろいろなことがござりますので、我々としても一生懸命努力はさせていただきますけれども、選挙人の現住所が適時適

切に把握できますよう、またあて先記入が容易に行えますように、制度を工夫していただきたいと思っております。以上でございます。

○奥山委員 時間がないので終わります。ありが
とうございました。

○葉梨委員長 次に、吉田幸弘君。

○吉田(幸)委員 新進党の吉田幸弘でございます。参考人の皆様、本日は大変貴重な御意見を聞かせていただき、本当にありがとうございます。私は、去年の選挙で当選をさせていただきました。そして、国会議員として一年たちました。そして、一十より十五年間、一度の国政選挙も棄権することなく投票はしてきたわけでございますが、この間、海外に住む方々、一度も投票に行かれていない、そういうような環境がつくられていない、このことに關して、議員となつて改めてこの問題の重要さを感じさせていただいたわけであります。

参考人の皆様より御意見をいただいた在外選挙法案においては、昭和五十九年の第一百回国会で提出はされたものの、解散によって廃案となつて以来、急速な進展もないまま現在に至つて、というふうに聞いております。

一方、日本国憲法においては、十四条第一項、「すべて国民は、法の下に平等」とあり、十五条第一項には、選挙権は「国民固有の権利」とあります。さらに第二十二條第一項には、居住、移転の自由も保障されており、本法案がきょう現在まで実現しなかったことの方がむしろ疑問視されていると重ねて考えるわけであります。

新進党・太陽党案と政府案、これらには相違点はあるものの、ともに在外邦人の皆様に対する気持ちは同じであり、いずれにせよ成立は急務であると考えますが、今まで三人の方々、御意見を聞かせていただく中で、日本に対する思いということとを特に強調されておられたような気がします。

特に金井さん、経歴を拝見させていただきました
と、講道館柔道四段、私もずっと講道館柔道を経
験しておりまして、この日本に対する思い、文
化に対する思い、こういうものが最近の若者に、

私も若者だと思っておりますが、欠けているんじゃないか。この選挙、確かにそういう思いで、行く方日本を憂えて、心配して、また日本の将来を思つて、海外にいらつしやる方々がこの選挙に参加をしたいという思いが先行してこの制度の実現というのを目指していると信じておりますが、ややもすると、憲法違反なんだということが先行して広がるようなことも心配しております。

といふのは私 去年の選挙でということと、議員として一年余の経験がございません。そこで、いろいろなペーパーを読ませていただきますと、憲法に沿つた、そして憲法違反なんだと言葉がペーパーに目立つような気がしております。我々は選挙に参加をしたんだ、そして日本を思う気持ちはこんなに大きいんだということが少し隠れてしまつていふような、そういうような懸念も抱いておるわけであります。でも、いづれにしても、この法案というものは早期に実現をさせなければいけない、その思いで私も頑張つてまいりたいと思つております。

そこで今回、金井さん、妹尾さんにお伺いをさせていただと思います。

新進党・太陽党案と政府案、対象となる選挙の範囲が異なっております。この異なりというのは、極めて重要なことと考えますが、本件に關して、公館の手続等の煩雜化、こういうものが懸念され、て相違があるというふうにも聞いております。實際のところ、選挙の範囲が異なるといふほどの影響が出るのか、先ほど、きょうの委員会では皆様方お話をされておりましたが、明確に私には伝わってきておりません。選挙の範囲が、選挙区選挙も入れるとこれほどまで作業が煩雜になるんだ、そのところをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○金井参考人　我々は、この比例代表制と小選挙区制の両方の選挙に参加させてくれ、こういうことなんです。これは、実際問題、先ほど申し上げましたように、もし比例代表制だけということになりますと、全議員の衆参とも四〇%の人しかか

カバールできないわけなんです。ということは、法律の問題は別といたしまして、我々は全体の人に対する訴えということではできない。ということは、海外にいる者にとって大変残念なことだという気がするのです。

非常に煩雑であるということを理由に、できないということ、それから、選挙公報が各人ののもとまで行かないということが非常に障害になつておりますけれども、これはやはり技術の問題でございまして、これは日本だけじゃないと思うのですね、外国にも全部あると思うのです。ですから、これを、例えば選挙公報を各人ののもとにメールするといふ必要はもう今の時代はないと思います。毎日、新聞が発行されます。それは日本と同じです。それから、NHKのテレビも全部出ます。そういうことで、この選挙公報は実際に各人の家にあるだけのデータを得ることはできると私は考えております。それで、そういうことができないのだから四〇%にとどまるのだということとは、やはり一つの、我々は選挙をしたいのだという気持ちこそ、ごく非常に大きな要素だというふうに考えております。ぜひそういうことを乗り越えてでも、の際やつてもらいたいというのが我々の気持ちでございます。

○妹尾参考人 法案の書き方について、政府内部でどういう議論があつて現在のよゝな表現になつたかについて私存じませんので、その点についてはお役に立てないわけでございます。ただ、ございますのは、どうも程度の差ということはありませんのじゃないかと思ひます。

まず外国でいろいろな日本人が持てる情報、持つている情報というものは、これは実際は差があると思います。都市に住んでいていろんな新しいメディアに対するアクセスがたくさんある人と、それから、地方でぽつんと住んでいて、例えば外国人と結婚して地方に住んでいてという人では、日本のことは余り伝わってこないという、そういう人があることも事実だと思いますし、それ

から、その場合、比例区について持てるイメージと個々の候補者に対して持てるイメージというのは、全部きちっと持てる人もあるだろうし、それから、人によつては、個人についてはどうもよくわからないという人もあり得ると思いますので、私は、それはどうも人によつて違ふし、程度の差の問題でないかという気が個人的にはいたします。

ですから、そういう実態を法制化する場合、どういうふうに整理することかということではないかと思ひます。

○吉田(幸)委員 ありがとうございます。

ちよつと私の質問もよくなかつたというか、思ひが伝わってゐなかつたと思うのですが、選挙区選挙とその選挙の範囲ですね。政府案と新進・太陽案、要は比例区だけにする、選挙区も加える。この差によつてそんなにも作業が煩雑化するのですかとこの質問をさせていただきました。この件に御意見を伺いたいと思ひます。

○和泉参考人 御質問ですけれども、私も選挙管理委員会といたしましては、この内容にわたりますことについてはちよつと御返答しかねる、といひます。我々は、あくまでも、失礼な言い方でございますけれども、国会の方で御審議いただいてつくつていただいた法律を忠実に執行する立場でございますので、立場上はちよつと、申しわけないのですがお許しをいただきたいと思ひます。

○金井参考人 この煩雑化するかどうかという問題は、私は実際にその方面を担当するわけではないのでよくわからないのですが、先ほど申しましたように、煩雑化するのと同じだと思ふのですけれども。比例代表制で行うのと小選挙区制で選挙を行うのと、煩雑さは別に変わらないと思ふのです。

ただ、問題は、先ほど申し上げたように、各人に選挙公報が届かないのじゃないか、インフォメーションが届かないのじゃないかという、そう

いう危険だと思ふのです。しかし、それはやはりやつてみなければわからないのじゃないでしょうか。最初から考へて、五十年前の考へ方と今の考へ方とは、外国にいる人の気持ちでは全然違ひますから、そういうことで、やはりやつてみなくちゃわからない。一遍でそんなに一〇〇%ということはないかなと思ひますけれども、やはりやつてみる、我々はやつていただきたい、それに對して我々もそういう外国における世論を高め、そして皆さん方に関心をさらに持つてもらう。両方からアプローチして、そして完全な情報を得るよう努めるといふこともしたいと思ひます。

○妹尾参考人 恐らくそれは、どういふ情報を提供すべきかということによつて変わつてくるのではないかと思ひます。もちろん、小選挙区、要するに比例区以外のものも入れるということになれば、当然それに伴う増加といふものが、もう必ずそれはあるわけでございますが、それがどの程度ふえることになるかといふのは、どの程度の情報を提供しなければならぬかといふその決めの仕方によつて変わつてくると思ひます。非常に機械的なものを送ればいいということでしたら大差はないといふことになりましようし、あるいは、ものによつてもつと詳しいものを提供しなければいけないといふことになると、現地公館側とすれば非常に追加的な仕事があるといふことになるかもしれません、ですから、それは決めの問題でどれぐらいふえるかといふことが違ひ得るのではないかと思ひます。

それから、もちろん、現地の在留邦人の方が、どの程度の情報で決めればいいのかと思つておられるのかといふこともあるのかもしれません。それを事前に考へる必要があるのかどうか、それは私は存じませんけれども。

○吉田(幸)委員 ありがとうございます。

いずれにしても、この法案、在外選挙制度の第一歩として認識をし、今後たび重なる修正を行つてよりよい在外選挙制度に改めていく、このように考へております。

そこで、金井さん、ぜひお答えいただきたいのですね。

対象となる選挙の範囲、そして選挙の方法、さらには海外における選挙区の新設、これらを含めて、将来こういう形になると理想的だといふような御意見をもちてあげればぜひともお聞かせいただいて、私は若うございませう、ずつと年々かけてその実現を目指して頑張つてやらせていただきますと思ひますので、できますれば、簡単に結構です。ぜひお知らせください。お願いします。

○金井参考人 この選挙の方法ですが、先ほど論じましたように、直接公館で選挙する方法と、郵便投票、これはやはり併用がよろしいと思ひます。

それからもう一つ、在外公館が、非常に行くのが大変だとか、一カ所に集まると非常に問題が起きますといふ問題もありませうけれども、これはやはり考へ方の問題で、実はロサンゼルスに例を申しますと、先月、ロサンゼルスで、世界で初めて分館というのができたのです。というのは、ロサンゼルスと総領事館が、従来日本人町にありましたが、すくなくとも、やはりいろいろな事情がございまして、いわゆるダウンタウンの非常なハイビルに移つたのです。そのために、非常に行くのが面倒くさい、年寄りなど、エレベーター上がつた下がつたたりなかなか大変だ、それから、パーキング代が一時間かかたら二十ドルぐらい取られてしまふといふようなことで、ぜひもつと便利な方法を考へてくれといふ要望をしております。

幸いに谷内総領事が非常にそういう点は考へてくれる方で、初めて日本人町の日米会館の地下に分館をつくつてくれたのです。これは非常にありがたいことですね。ですから、選挙を、在外公館に行くのは大変だとか、そういう問題は極めて小さい問題であつて、これはもう技術的にはどうでもできるのじゃないかと思ひます。

それから、海外の選挙区といふのは、私はこれからこの五十万人が六十万、七十万、八十万とふえていくと思ふのです。それで、将来は、私個人といたしましては、これはめづす会の方針ではないのですが、個人といたしましては、海外に住んでいる人の利益、それから日本に對する考へ方といふものを代表する海外区といふものができていいのじゃないかといふふうに私は考へております。しかし、それはなかなか難しい問題で、これは原理的に非常に問題があると思ひますので、将来の問題にゆだねるとして、現在とはにかく選挙をするといふことを第一に我々は考へておりますけれども、将来の面としてはそういう海外区といふものの設定もぜひ行つていただければありがたい。これは私の個人的な見解でございます。ありがとうございます。

○吉田(幸)委員 以上で質問を終了させていただきます。どうもありがとうございます。

○葉梨委員長 次に、山本議員。

○山本(謙)委員 民主党の山本でございます。今日は、参考人の皆様におかれましては、大変お忙しいところ当委員会に御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

私も民主党は、ほとんどの先進国で実施をされてゐる在外選挙制度、これが、いわば国際的な常識である制度がない今の日本の現状、ぜひこれを變えていく、在外選挙制度といふものを一刻も早く導入をしたい、そんな立場でございます。ぜひ、きょうおいでをいただきました参考人のそれぞれの皆さんの御意見を、今後の法案あるいは法案成立後の運用に生かしていきたいといふことをまず申し上げたいと思ひます。

それでは、早速参考人の皆さんに質問をさせていただきます。

この制度が導入をされて、成立をした上で、成功しなくてはしようがないわけございまして、成功とは何かといふと、本当にたくさんの方に、より多くの方に選挙に参加していただくことだと思ひます。そこで、先ほどちよつと触れられましたが、まず第一に、その範囲を決めるのは、事

前の選挙人名簿、この登録認定作業だと思えます。この作業を行う上で、マンパワーなどの実務面での今のところ考えられる問題点はどのようなものがあるのか。これは和泉参考人と妹尾参考人にまずお伺いをいたします。

○和泉参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたけれども、我々神戸市の場合でしたら、二千名を超える大勢の職員が選挙事務に従事しております。ぎりぎりの体制を組んで当たっておりますので、正確な事務処理ですとかあるいは選挙の公正な執行に支障が生じることのないよう、新しい制度のシステムは、選挙管理委員会においてできるだけ簡便な処理が可能となるような工夫をしていただきたいという、これはお願いでございます。

それとともに、我々、実現いたしました場合は、貴重な一票でございますので、やはり精いっぱい努力をさせていただきますと考えております。

○妹尾参考人 先ほど冒頭に申し上げたことに尽きるわけでございますが、登録の段階から投票の実施に至るまで、全面的に在外公館が関与するといえますか、中心になって現地の仕事をしなければいけないということでございますから、そういう仕事は全部その現地の公館にかかってくるということ。それから、特に投票段階になりましたら、その場所を提供して、そしてつづがなく投票が行われるようにということもございまして、事務的な仕事から、それから全体の計画を立てていく仕事に至るまで、広範囲の仕事をしなければいけないということでございます。これは、もちろん、すべきでないという意味で申し上げているのではなくて、きちっとやるためには相当いろいろな仕事をする覚悟をする必要があるということに尽きるかと思えます。

ことでございますが、ちょっと調べたのですが、ロサンゼルス総領事館、この管轄地域では、平成八年の十月一日現在で五万四千四百六十六人の在留邦人がおられるということなんですが、旅券法十六条に定められました留の届け出をされている方というのは、これはちょっとずれのようですが、平成九年の十一月段階で一万八千八百九十三人、これは、在留届というものは家族まとめて一通出すということですね。したがって、必ずしも在留邦人の数とイコールではないのですが、五万四千四百六十六分の一万八千八百九十三ですから大体三六%ぐらいなんです。こういった現状、在留届の出され方の実態、これについてどう思われますでしょうか。

○金井参考人 これは類推の範囲を出ないのですけれども、大体在留届を出している方の倍ぐらいが実際の数じゃないかと思うんですね。

それで、在留届を出すのは、例えば、ビザといえますがパスポートをまた新しく更新する場合、それから居住証明をとる場合、そういうような証明書が発行するときに、あなたは在留届出ていますか、こう言われるわけですね。そのときにどうしても在留届を出さなきゃならないんですね。ところが、そういう方は大体長くいる方が多いですね。ですから、そういう必要のある方はどうしても在留届を出してありますが、極めて短期の学生さんとかいう方は、そういう必要がないために面倒くさいから出さないというふうなことになるのでございます。それで、いつも我々議論していただきますけれども、やはり倍ぐらいじゃないかということなのでございます。

○山本委員 妹尾参考人は、ノルウェーあるいはサンフランシスコにもいらしたわけですね。このデータを先ほどのロサンゼルス総領事館管内所管という、こういった数字に当てはめてみますと、サンフランシスコの場合は大体ロサンゼルスと同じような感じですね。ノルウェーは非常に高いですね、届け出を出されている。これはどういう差があるのですかね。

○妹尾参考人 そういう角度から考えたことは実はございませんが、あり得るのは、一つは、ノルウェーの日本人社会というのは、小さい、五百人前後のものでございますから、地域的にはいろいろなところに分かれて住んでいる人がありますけれども、お互いに日本人同士の連絡とか交流というものもございまして、非常に関係が緊密である。それから、長くおられる方が多いというふうなことがその数字に反映しているのではないかと思います。

○山本委員 もっとも、日本国内ですと住民票、これを二週間以内に届け出ないと罰金刑ですと住民基本台帳法とかで規定されているわけなんですけれども、旅券法は、これは罰則規定はないわけでございます。しかし、この在外邦人の投票権というものを付与するという制度ができたから、先ほどの金井参考人の非常に熱意あふれるお話を聞きまして上で考えてみますと、やはりこの制度を導入することで、在外邦人の皆さんの在留届を出していただく、そういった面でのインセンティブも働いてくるのではないかと私自身考えております。

続いての質問でございますが、被登録者資格について、政府案によりますと管轄する領事官に在留三カ月以上、そして議員立法の方ですと国外に三カ月以上、いずれも三カ月以上ということになっておりますが、この両案の被登録者資格について、この三カ月間は投票権はなくなるわけですね、そのことについて金井参考人はどうお考えでいらつしやいますでしょうか。

○金井参考人 それは国内でも同様でございますから、全く異存はありません。三カ月以上にならなければ選挙権はないということではよろしいと思えます。

○山本委員 妹尾参考人、ノルウェーでは、在外選挙におきまして事前投票の制度がありますね。投票受取人制度でありますとか、または洋上投票制度ですね、外国航路の皆さんの投票制度。さらには、在外投票だけでなく、事前投票の中

で、これは二カ月ぐらい事前投票期間がありますから一概には日本と比べて言えないと思いますが、その間郵便局員の方が家庭訪問して投票用紙を受け取る方式とか、こういったものも制度としてあるようでありまして、この制度についても御存じでありましたらお話しいただければ、またその感想などもいただければと思います。

○妹尾参考人 私、詳しくございませんが、一般的な印象になりますけれども、申し上げられるのは、ノルウェーの人というのは物すごく政治に対する関心が大きい。それは、中世のころに、十六世紀ぐらいからデンマークと同君連合ということになりまして、事実上デンマークの王様をいただくということになり、それから最後はデンマークとスウェーデンのデールで、今度はスウェーデンと同君連合ということで、多分にスウェーデンの属国に近いような扱いを受けるようなことになる。そういうところで独立運動というものが始まって、非常に平和的な形でノルウェーはスウェーデンから独立するわけでありまして、その過程で、ノルウェーの人が自分たちで議会をつくって、独立運動の拠点にするというふうなこともございましたし、政治と国民のかかわりというものが非常に強いのではないかな、そういう気持はいたします。

それから、国民として、ノルウェーの人というのは非常に細かいところまで丁寧な国民性がございまして、やることは徹底的にやるということもございまして。船舶の問題というのは、これはもう随分前からノルウェーというのは、十九世紀のころにはもう世界第二位の海運の国になっておりましたから、当然そういう問題が出ていたと思います。十分なお答えにはならないかと思いますが、そんな気がいたします。

○山本委員 ノルウェーというと、本当に投票率も高い国でありますね。ついでにと言ってはあれですけども、スイスのジュネーブにもいらしたということで、先ほど

来選挙公報をどうするか、送れるのか、そんなお話しもございましたが、スイスには、在外スイス政治的権利に関する命令というのがあって、その十条で選挙用資料の発送という項目があるそうでありまして、これは、投票自治体は投票権者に公製の投票用資料及び連邦参事官の説明資料を直接国外の住所に発送するというようなことがあるわけですが、今回の政府案、議員立法案両方に、選挙公報の発送というものはないわけでありまして、この辺のスイスの状況についても、御存じでありましたらどうか伺いしたいと思います。

○妹尾参考人 余りお答えにならないようなことかもしれませんが、やはりスイスという国も、周りがまればながら、長い時間をかけて少しずつ連邦として広がって現在のスイスになったという国ですから、やはり政治というものが国民の生活と密着して国ができていくということ、そして、連邦制というのが、同時に政治というものを国民の本当に身近な存在にしているということがありと思っています。

そういうところから、スイスの国民は、やはりこれが一番いいんじゃないかと思うものを一生懸命考えてそういうものをつくってきたということは言えるかと思っています。

○山本(議)委員 終わります。ありがとうございます。

○葉梨委員長 次に、東中光雄君。

○東中委員 日本共産党の東中でございます。

参考人の皆さん、御苦労までございます。時間が大分過ぎておりますので、簡単にお聞きしたいと思うのですが、私たちの党としては、海外在住の日本国民の選挙権については、永住者を含めて、選挙権行使の法的保障を速やかにすべきであるという立場ですと進んでまいりました。

選挙権につきましては、これはもう申すまでもないことですが、憲法が保障する国民の基本的な権利だ、国民主権と議会制民主主義の根本をなす最も重要な権利だと思っております。それを、居住地が国内であるか国外であるか、その居

住地域によつてそういう基本的人権の行使をできなくしてしまうということは、憲法上の権利を、選挙人の登録をしないからということで権利を奪ってしまう、そういう制度はこれは憲法上許されない状態だという立場であります。

だから、今度在外邦人に対して選挙権を付与するというのは、これはもう当然のことだと思っております。ただ、今度の場合、比例代表選挙はいけれども、選挙区選挙及び小選挙区選挙についてはこれをなくするというのを言っているんです。政府側の説明では、国外に居住する選挙人への候補者個人に関する情報を伝達することは極めて困難であること等を勘案して当分の間は比例選挙に限るということで、そういう説明をしているわけです。

比例選挙でも衆議院でも参議院でも、結局、名簿登載者個人の、その名簿に対して投票するんです。選挙区選挙であっても、それは政党本位の選挙ということになって、政党名を冠した、だから政党も選挙運動をやるということになっているわけなんです。だから、基本的には違わないわけなんです。それを、一方は与えるけれども一方は与えないというのは、これは間違いだ、私たちはそう考えているわけです。

それでお伺いしたいのですけれども、金井参考人の方で、情報は十分入る、新聞もありテレビもありということをおっしゃいましたが、私もヨーロッパを回つてみて、日経や朝日がさあつと来るので、随分二、三十年前と変わったなという感じを受けております。地域によつてそれは必ずしもそんなないところもあるかもしれませんけれども、比例とそれから選挙区の選挙で入手する情報があるという点に変わってくるというふうなことがあるかどうかということについて、金井さんなり、それから長らく外務省で海外におられた妹尾さんにその間の状況をちょっとお伺いしたいのです。

○金井参考人 私の考えから申しますと、いわゆる

る党の政策は、比例代表制の党の政策であろうと小選挙区の中における党を代表する候補者の方と同じだと思ふのです。ですから、その瞬間に、例えば一週間の間に理解するというのじやないで新聞とか雑誌等々で全部知つていくのじやないで、その個人の見解というものを。そういう情報はほとんど、例えば、私は二区になりましたけれども、どういふ方が出て、そして対抗馬になつてどうもまずいからとか比例へ行つてしまったとか、そういうことはみんな知つておるのですよ。

ですから、例えばその一週間に限つて政見を届けにやならぬということは極めて極言された判断であつて、私は、もう少し大局的に見ていつて政治というものの対する意識を高めていくというふうにお考えいただきたいのです。

それは、欠陥はあります。それはもちろん離れておりますからあるけれども、しかしそうだからといって四割しか認めないということになりますと、ますます希望が薄れていきます。ですから、やはり私は、そういう小さい、制限するということとでなくて、もっと広げるというふうなものをお考えいただきたい、両方ともひとつ参加できるようにしたい、我々もそういう努力をする、こういうふうな考へておりますので、よろしく願ひいたします。

○妹尾参考人 お答え申し上げます。

情報の入手ということだけで申し上げますと、私は、情報の入手できる度合いというのは場所によつて違う、それは思います。場所により人によつて違う、それは思います。例えば、ロサンゼルスとかサンフランシスコというのは最もたくさん情報が集められるところでありまして、そういう点から申しますと、例えば私がおりますサンフランシスコの場合でも、例えばユタ州のソルトレイクシティの大学にいる日本人の先生あるいはデンバーにある日本の企業の支店で働いてい

る人ということになりますと、ロスやサンフランシスコにいる人と同じ程度の情報が常に入っているとは思いません。ですから、情報の度合いというのは違ひ得ると思ひますが、ただ、大きな町にたくさんの方が住んでいるということからすれば相当の人が相当のことをわかつているはずじやないかと言われれば、それはそういうことも言えるかと思ひます。

そしてもう一つは、それじやどの程度の情報が必要と考へるのかということになりますと、私は全く個人で参つておりますので、政府としてどういふ議論を尽くした結果そういう判断をしているのか存じませんが、もしあるとすれば、同じ個人が出ていても、党だと党ということで判断しやすい、個人の場合はそれだけわかりにくいと思う人がいるのかもしれない。ですから、私は、その辺のところは物事の考へ方であり、決め方の問題ではないかと思ひます。

○東中委員 選挙公報を出すのは、選挙期間との関係からいつても到底できないというお話がございましたが、選挙期間は、私が参議院へ初めて立候補したときなんというのは三十日間だったんです。選挙運動期間が、今はもう半分になつていきます。だから、そういう点でいえば選挙期間を短縮してきたというところに一つの問題があるのですけれども、それは別として、比例代表選挙も公報を出します。それから選挙区選挙も公報を出します。その比例代表選挙と選挙区選挙との間で、公報を出すという点でいえばどちらも同じですね。比例はまだやりやすいけれども小選挙区だったらできない、そんな差はないでしょう。

○和泉参考人 東中議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

比例代表と小選挙区選挙の技術的なこととでございますけれども、申しわけありませんが、我々市の選挙管理委員会、国の選挙の場合は、例えば衆議院ですとか参議院でしたら県選管の方がつくられたものをちようだいするという立場にございまして、つくるといふことはいたしております。

ませんので、その点御理解をいただきたいと思ひます。

○東中委員 いや、それは市の選管の事務局長としてはおつしやるとおりですけれども、選挙公報は、比例だからあるいは選挙区だからといって違ひはないはずだと私は思っているのです。海外在留の場合はどつちにしてもそれは配布できない状態だというのが前提になって今進められているのですが、だから、もう選挙は海外の場合はその他の一般の情報によつてやる、それはもう居住地によつてそうならざるを得ないということであつて、それで質的にも選挙権自身をなくしてしまふというようなことは、これは許されないとというのが私たちの立場であります。

それから、もう一点だけお聞きしておきますが、登録資格で、政府案は、引き続き三カ月以上その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有すること。だから、その領事官が管轄区域内に三カ月以上いるという人を確認すれば、それは資格のある人だ。ところが、衆法といひますか、政党から出されたものは、引き続き三カ月以上国外に住所を有すること。だから、自分の管轄のところへ来てまだ十日しかたつていないけれどもしかし海外にもういるということになつたら、その十日の人もそこで海外に三カ月以上いたかどうかということで認定せにやいかぬような格好が起るのじゃないかと思うのですが、その辺、領事官の立場からいへばそういうことができるのかどうか、私ちよつと疎くてよくわからないのですが、どうでしょうか。

○妹尾参考人 恐らく、領事官の立場からすれば、その管轄区域に三カ月以上ということがある方が処理上は便利だろうと思ひます。というのは、在留届は三カ月以上いる人は出さなければいけないということになっていますので、把握しやすいということはあるかと思ひます。ただ、これも義務的にはなつていませんし罰則もありませんので、在留届を出さない人がいれば、外国で場所を移つても出さないし、移る前から出さないという方もありますので、それは程度の問題ではございますが、把握しやすいということからすれば、恐らくその三カ月の規定がついていての方が相対的に、程度の問題としては把握しやすいことは言えるかもしれません。

○東中委員 では、終わります。

○葉梨委員長 次に、秋葉忠利君。

参考人の皆さんには、きょう大変お忙しい中、貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。お礼を申し上げたいと思ひます。

特に、金井参考人につきましては、日本とアメリカの間を行き来していらつしやるといふことを伺いましたけれども、たまたま参考人の御意見を伺うときに日本にいらつしやつたということ、これはこの法案にとつて非常にさい先のいしるしではないかと思ひますので、何点か伺いたいのです。

実は、私もアメリカに二十年近く住んでおりました。それから、武山議員もやはり長い間アメリカに住んでいらつしやいますので、そういう意味で状況はいろいろとわかつておりますが、現在のこの法案の審議の過程といひますか、国会や各党の事情を見てみますと、大体賛成をする人が多いのではないかと思ひますが、何点かについてまだ十分に説得がし切れていない点がございます。その一つが選挙の資格のところ、帰国をして日本に住む意思があるかどうかというところ。それからあとは、どの選挙に投票できるかというところですが、主に最初の点についてまず伺いたいの思ふのです。

もちろん、先ほどの御意見にもありましたように、あるいは私たち本委員会の委員のかんりの者が主張をしているように、これは憲法によつて保障されている権利だからそれに制限をつけ加えることはけしからぬという主張、それが一番正当な主張だと思ひますけれども、ただ国会の中でいろいろな人を説得する際には、正しい議論を繰り返していてもなかなかできないというところがございます。

います。この点にこだわつていて皆さんの意見を少々伺いますと、その中には、恐らく自治省も入るのだと思ひますけれども、どうも選挙権と関連をして日本の政治に関心があるかどうか大事であるというようなところが一つの基準として採用されているような気がいたします。その背後にあるのは、永住ビザあるいはそれに類するものを持つている人たちは、ある意味でもう日本を捨ててしまつた、捨てられた方からの逆恨みみたいなものが心理的には少しあるのかもしれないが、そんなけしからぬやつに何で選挙権を与えるんだみたいな、ちよつと感情的な面もあるような気がいたします。

そこで、そういった方を説得するために、海外で長い間生活をしている日本人の皆さんがどういふ重要な役割を果たしているのか。あるいは、先ほどもちよつと言及されていましたけれども、日本に対してどういふ思いを持つていらつしやるのか。その辺のところを何点か伺いたいのです。

私の経験、それから、主に西海岸には実是在米被爆者と呼ばれる人たちが随分たくさんいますけれども、アメリカで全部で千人ぐらゐ、そういう方々のお話を伺つても、例えば十二月、アメリカでは七日になりますけれども、真珠湾攻撃、もうすぐその日がやつてまいります。例えばアメリカでその日がやつてくるときに、日本人代表、日本社会代表、日本の歴史全部を背負つて、日本はけしからぬ、インファミーという言葉がありますけれども、あんな卑劣なことをやつたジャップはけしからぬというような形で差別用語まで飛び出してきますけれども、その矢面に立たされる。

それに対してきちんとした議論をしたり、あるいは日本の立場、日本の歴史といったものをきちんと説明して理解を求めるといったことは、大体長い間アメリカに住んでいる、あるいはほかの国でも同じ事情だと思ひますけれども、長い間アメリカに住み、かつ永住権、パーマネントビザを持つていらつしやる方、例えば金井参考人のような方が、そういったところでは日本の代表としてある

ときはたたかれ、あるときは代表として代弁をするという立場にあるということを、私は実際見てまいりましたし、自分でも経験をしてみたい。

その辺の事情について、改めて金井参考人の方からも、日本人のアメリカ社会における役割ということについて一言お述べいただければ大変ありがたいと思ひます。

○金井参考人 大変難しい広範な話になるわけなんですけれども、短く御説明を申し上げますと、私個人にいたしましては、日本からアメリカに行つてこんなに長く滞在するということは、日本にいたときには想像もしなかつたのです。いわば偶然そうなつたということなんです。

私は、学生のときに学徒動員でとられまして、そしてビルマで九死に一生を得たような感じなんです。それで、帰つてきて、また学校を出たんです。その戦争のとき、日本の天皇陛下のために死ね、この気持ちは今でも鮮烈に残つていふのです。これが一生を支配したと言っても過言ではないと私は思ふのです。それくらいのが、外国へ行つて日本を忘れるなんというところは絶対にできないのです。全部が日本なんです。

これは、商売で向こうへ行つたということとは本當の偶然、食べるために行つたわけなんです。しかし、食べるためには、やはりアメリカにいかなくては私の商売はできないわけなんです。それほど日本との縁が深いわけです。その商売の対象はもちろん、日本人ではなくてアメリカ人が多いです。そういうためにつき合ひはもうありますけれども、しかし日本というものの関係なしには私の商売はできないということなんです。アメリカに住んで商売をしている人は、ほとんど日本と関係あるでしょう。アメリカだけで商売を、その中でだけやつていふという人はほとんどないのではないでしようか。

ただし、例えば専門職、プロフェッショナル、医者ですね。これでもやはり日本人が関係してくるでしよう。例えば弁護士、これも同じです。

先生でもそうですよ。先生で、アメリカの先生をやっている方でも、やはり日本の文化を教えるとかあるいは日本のことを教えるという方が多いですね。そういうことで、日本に全然関係なしに日本人でアメリカに住むということは、中にはほんのわずかあるかもしれないけれども、ほとんどないのではないのでしょうか。そういう方は既にもうアメリカ人になっていきますでしょう。シチズンを取っておりますよ。そういうことを私は申し上げたい。

それからもう一つは、それはアメリカだけではいいのです。私はちょうど十年前ほど前から北中南米、パンアメリカンと申しますが、北中南米に、日本人を含めまして二百二十万人の日系人が住んでおります。それらの方々は、それぞれみな違った事情で海外へ渡っております。それで、やはり海外にいらるということで、しかし音信が、連絡が余りなかったのです。それではよくないということとで、メキシコにカルロス・カスガさんという二世の方がおられ、この方が提唱してパンアメリカン日系アソシエーションというのをつくろうではないかということで、そういうアソシエーションをつくった。親善ですね。それで、私は北米の代表を務めておまして、ちょうどもう十二年になります。今名誉会長はブルーのフジモリ大統領です。フジモリ大統領も二世ですよ。今パレスにお母さんと住んでおられるのです。お母さんは熊本出身の方で、そして、日本の塊みたいな方です。ですから、フジモリ大統領は、お母さんから大変な精神的影響を受けている。私もいろいろな縁があつてフジモリ大統領とよくお会いしますし、お母さんともよく会つて、いろいろな話をよく聞きます。そのスピリットの中には、もうまさに日本というものがあるのです。

それから、パンアメリカン日系アソシエーションの綱領の一つに、海外にいる日系人ですね、今度は。今我々は、ここでは日本人を論じていますけれども、日系人というのがあるのです。日系人は、常に日本のアイデンティティを持ち続けよ

うじゃないか、こういうことなのですね。アイデンティティというものは文化ですね。日本の文化にはかならない。それを持ち続ける。これを忘れてしまつては、その国のシチズンになれない。よく言われますように、外国へ行くとき日本がまざつてしまふというのじゃないのです。ちやうどスタンディンググラスのように、各国の文化が構成され、アメリカならアメリカの一つの美しい文化というものができている。そういう意味で、日本のアイデンティティを忘れてしまつては何にもなくなつてしまふのです。そこで、各国の日系人は、そういうことを維持していこう、いろいろな問題を助け合つていこう、しかしアイデンティティは持ち続けようじゃないかというはつきりした綱領があるのです。これは私も、なるほど、本当だと思つております。

そういうことで、その間に、おっしゃられましたように、例えば戦時中、日本人がリロケートされて非常に苦しんだ、あるいはハワイの問題とかいろいろありますけれども、私は、頭で想像したときに、その瞬間は人間はかゝつたりますから、アメリカ人もかゝつたります。日本を攻撃するとかありますけれども、今、アメリカ人の実際の識者は、あれはもう既に仕組まれたことであるとかさういふふうにいるいろいろな人もありますし、また単純に、アタックだと言ふ人もありますし、それはやはり時代というものがだんだんと解決していく。またそれを、日本人を代表して我々を、白人と言つてはいけません、アメリカ人は我々を見るわけですから、そういう緊張感がありますね。

ですから、日本人は、アメリカに入つてきた中で犯罪が一番少ないと言われているのです。それは、日本人は、やはりそういう日本という、自分は日本人だという意識があると思うのです。犯罪は若干あるが、ほとんどないですよ、ほかの国と比べるとはよくないですけれども。

そういうことで、しかし、我々は外国へ行かないければならない、外国で商売しなければいけないのだと。偶然、どうしても、好むと好まざるで行

くわけですから、そのときにいろいろな障害があるけれども、そのとき支えているのは、日本人である、日本のアイデンティティであるというところを私は思つてゐるのです。私ばかりじゃなくて、パンアメリカン日系アソシエーションというのをつくろうじゃないかといつて実行しておる人がたくさんいるということで、客観的にも証明されていると思ひます。

以上です。

○秋葉委員 時間がありませんので、今の金井参考人の御発言、前からの御発言も含めまして、この日本に戻つて住所を定める意思があるかどうかという項目、条件にこだわつてゐる議員をお持ちの会派の皆さんにお願いいたしますが、これは自治省もそうなのですが、こういった条件をつけることが、ただ単に憲法上の規定から考えていられない差別であるだけではないで、長い間海外でいゝわば私たち日本の代表として、日本人の代表として頑張つていらつしやる金井参考人のような方々に対する極めて悪質なこれは侮辱であるということとを御理解いただけたと思ひますので、その線で説得、それから修正をよろしくお願いいたします。私の質問を終わります。

○葉梨委員長 次に、堀込征雄君。

○堀込委員 参考人の皆様、きょうはどうもありがとうございます。また、特に金井参考人には、長年この運動を続けられて、ようやくここまで来たわけでございますので、敬意を申し上げます。次第であります。

きょうはせっかく専門家の皆さんおそろいでございますので、多少具体的なことをお尋ねさせていただきますが、今も秋葉議員から質問がありまして、この前の審議、それからきょうの皆さんの御意見を聞きまして、政府案、野党案、どこかでまとめるなら、できるだけ早くこの制度をスタートさせるという責任が私どもにあるのか、という感を深くしたわけでありまして、今御指摘のあつた国内に住所を定める意思云々という問題も、これはそれぞれ与野党とも議論をしなけ

ればいかぬ問題だろう、こう思つております。

そこで、そのほか具体的に幾つか詰めなければならぬ問題がこの前の委員会でも指摘をされておりました、そのうちの二つに、これはちよつと和泉参考人にお尋ねをしたいわけですが、先ほどの発言の中で、特に選挙人の登録申請、これはなかなか大変だ、在外公館でかなりの部分を負つてもらわなければだめだというお話が冒頭にございました。

それから、申請もそうなのですが、実は、郵便投票の投票用紙ですね。これも、政府案では、市町村選挙管理委員会に本人が請求して投票用紙をもらふ、こういう仕組みになっていまして、私も新進・太陽案では、これはなかなか大変だろう、外国から市町村に投票用紙を請求して、また外国まで戻してもらふという仕掛けはなかなか大変だろうということで、やはりこれは在外公館に御苦労いただくしかないのじゃないかというふうには思つております。

そこで、この事務について、先ほど登録の方のお話があつたのですが、投票用紙の事務、選挙期間も非常に短くなつてしまつてなかなか大変だろうというふうには思ひますが、その辺の御見解はいかがですか。

○和泉参考人 ただいまの御質問でございますけれども、我々もこれ、郵便による投票の請求を受け付けましたら、最大限努力をさせていただきます。発送の手はず等はさせていただきますと思ひますけれども、その意味でも、おっしゃる通りに、各関係機関の御協力なり仕組みをいろいろと御工夫をいただき、御協力を賜りたいと思つております。

以上でございます。

○堀込委員 同じ質問ですが、金井参考人に、選挙人本人が市町村の選挙管理委員会に直接請求するというこの仕組み、僕は、海外在住の人たちも、これは在外公館がやつた方がより現実的であろうし、その方がいいと思ふのですが、いかがでしょうか。

○金井参考人 私の考えといたしましては、レジ

スターは在外公館でやることですから、在外公館の手続がふえるといつても、そのレジスターした人にいわゆる投票用紙を送るわけですから、そんなに難しいことはないと思うのです。例えば、日本の市町村に手紙を出すとしても、市町村の住所、そういうものをまた公表しなくちゃならないし、そういう手間は非常に多いと思うのです。ですからそれも、例えば選挙公報が送れない一つの煩雑さと同様に、非常に煩雑さを増すだけであつて、少しも効果はない。やはり在外公館で行つていただきたいということで、私は野党の案に賛成でございます。

○堀込委員 妹尾参考人に、実は、御経験からして、冒頭の御意見、よくわかります。本当に在外公館、大量の仕事になつて大変だろう。とりわけこの法案で、所要経費については書いてあるが、人員配置についてはどうもきちんとしていない。そこは、まず在外公館としてはとても今の人員ではやり切れないよ、こういうお話、よくわかるのです。ですから、私どもも、これから委員会審議をして、外務大臣や自治大臣にも出席をしてもらいながら、当然そういう措置を講じなければこの仕事はできないだろうというふうに思つておりまして、しかし、さはさりながら、国際社会の中でこの制度はやはり仕上げていかなければならぬ、これは日本の国としてどうしてもやらなければならぬ制度だろう、こういうふうに思うのです。

そういう前提で、大変になることはよくわかるのですが、今の投票用紙のことやら、それから冒頭、和泉参考人がおっしゃつた申請事務のことやら、いろいろなことをやはり在外公館で御苦労いただくかなければならぬのじゃないか、こういうふうに思つておるのですが、御意見ありましたらちょっとお聞かせください。

今の投票用紙の事務を、これは本人が市町村にやるよりは、やはり在外公館でやつてもらう方がどう見ても妥当だろうし、そういうふうにしてもらうべきではないか。あとは経費と人の話ですから、それはまた別途対応すべきではないかと私は

考えるのですが、所見ございますか。

○妹尾参考人 その問題については、私、もちろん外務省を代表するような意見を申し上げることはできないわけではございますが、全く個人的な印象ということになります。在外公館の役割そのものについては、私は、まず、二つの考え方があると思います。最小限度の仕事をするべきだということ、外国で起こつて責任をとるべきだということ、基本的には二つの違う考えがあつて、そのどちらをとるかによつていろいろ違つてくるということがございます。

それから、二番目に御指摘の点については、恐らく在留邦人の方々からすれば、それはもう在外公館の方が便利に決まつてゐるのじゃないかと思ひます。

ただし、例えばニューヨークのように十万人近い日本人がいるということを考える場合、人的手当てはそのままにして、大使館がやつたらどうかということだけお決めになると、それを実施する人間は大変だろうと思ひますから、その辺の全体をよくお考えいただく必要があると思ひます。

○堀込委員 ありがとうございます。最後に、金井参考人にお尋ねをしたいと思います。政府案の選挙区選挙を外している話なんです、今違憲訴訟を海外ネットワークの皆さん起こしていらつしやいます。今度の政府案ですと、当分の間ですが、衆議院では五百分の二百、要するに一票を認めないので、〇・四票しか認めていない、こういうことになるわけでありまして、これはやはり今の違憲訴訟を起こしていらつしやる気持ちからして、そういう違憲の疑いありというような考え方をもちてございますか。

○金井参考人 もともと、海外投票の実現がされれば我々の訴訟は撤回するということは、最初からもうそういうつもりでやつております。やつておりますが、これは帰つてみんなの意見も聞かなければならないのですが、私の意見としては、やはり一〇〇%を望んでおるわけなんです。で

すから、百分の四十でこれを撤回するということはみんな希望しないのじゃないかというふうに思つております。

○堀込委員 ありがとうございます。終わります。

○葉梨委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。

御退席いただいて結構でございます。

この際、休憩いたします。

午後零時四分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕